

平成29年度各会計決算審査特別委員会（第2日目）

- ◎ 招集年月日 平成30年9月27日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年9月27日（木） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成30年9月27日（木） 午後 1時15分

◎ 出席委員

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 2番 | 成澤五郎 | 7番 | 花井泰子 |
| 3番 | 笠松悦子 | 8番 | 西山和夫 |
| 4番 | 松井盛泰 | 9番 | 谷口康之 |
| 5番 | 木村一 | 10番 | 伊藤政博 |
| 6番 | 吉田峰一 | | |

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

- | | | | |
|------------------------|--------|-------------|--------|
| 町長 | 大野幸孝 | 保険係長 | 高田正志 |
| 副町長 | 網野眞 | 健康推進係長 | 筒井裕子 |
| 生活福祉課長 | 田中志津夫 | 包括支援係長 | 笠松さおり |
| 生活福祉課主幹 | 永田吉雄 | 税務係長 | 佐藤雅明 |
| 税務会計課長 | 佐藤辰治 | 農業振興係長 | 南一貴 |
| 産業振興課長 | 西野俊一 | 水産振興係長 | 上野真吾 |
| 地域創生推進室長兼
ものづくり推進室長 | 三原知明 | 林業振興係長 | (西野俊一) |
| 建設水道課長 | 佐藤和人 | 商工観光係長 | 赤松拓也 |
| 教育長 | 本間茂裕 | 産業担い手対策推進係長 | 沖津優也 |
| 学校教育課長 | 帰山亮一 | 管理係長 | (佐藤和人) |
| 社会教育課長 | 松本泰行 | 土木係長 | 堂守真豪 |
| 学校給食センター長 | (帰山亮一) | 建築係長 | 澤田浩一 |
| 代表監査委員 | 西内貞治 | 管財係長 | 東出亮二 |
| 総務係長 | 石田由美子 | 上下水道技術係長 | 牧野覚 |
| 財政係長 | 新岡佑太 | 上下水道事務係長 | 南和俊 |
| 地域創生推進室係長 | 大谷晃介 | スポーツ振興係長 | 上野英孝 |
| 企画振興係長 | 東出朋也 | 文化財係長 | 竹田聡 |
| 広報調整係長 | 有本翔 | | |
| 戸籍住民係長 | (永田吉雄) | | |
| 福祉医療係長 | 上村定子 | | |

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 議会事務局長 森永茂
- 議事係長 筒井俊介

平成29年度決算審査特別委員会議事日程

(第1号)

平成30年9月27日(木)午後 9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1	認定第1号	平成29年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第2号	平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第3号	平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第4号	平成29年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第5号	平成29年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第6号	平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第7号	平成29年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(木村 一)

皆さん、おはようございます。

只今の出席委員数は、8人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

昨日に引き続き、決算審査を進めてまいります。

● 認定第1号 平成29年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長(木村 一)

日程第1、認定第1号、『平成29年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

昨日までに各課ごとの歳出に関わる質疑が一通り終わっておりますが、歳出全般にわたって質疑漏れの方ありませんか。

これより質疑を開始します。ありませんか。

9番、谷口委員。

◎ 9 番(谷口康之)

教育委員会関係でちょっとお伺いしたいと思います。昨日ちょっと時間がなくて教育長

の方にお伺いできなかつたんですけれども、ちょっと昨日も言いましたけれども、心の相談員の部分で、その内容というものは、ある程度、もし、説明できるようだったら、説明をお願いしたいと思います。

それから、教育長にも言いましたけれども、うちの町の今の子ども達のいじめだとか、不登校だとか、そういう現状というものがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

お答え申し上げます。平成29年度の心の教室相談員の相談件数等の実績につきましては、実績資料の3ページに表がございます。心の教室相談員は、中学校と高等学校に週1回ずつ出向してございます。子ども達の学校生活に関わる案件が29年度は29件とございますが、一般的に例えば友人関係のことであるとか、あるいは、家庭に関わることであるとか、そのような一般的な相談が多いというふうに聞いております。特に深刻なものは、前年度はなかったというふうに自覚をしているところでございます。また、保護者からの相談が何件かございますけれども、お子さんが学校にちょっと足が遠のいたような状態の保護者の方が相談に見えているというふうに聞いております。また、教職員からの相談が20件ございますけれども、やはり子どものお預かりしている生徒の学校の不適應の相談、対応の相談、あるいは、教師自身の相談というようなことで、この20件という数字になっていると聞いております。

また、もう1つのご質問のいじめ等につきましては、昨年度も年2回いじめアンケート調査を実施してございますが、重大なものは発生はしてございません。また、その旨、いじめ防止委員会の方にも報告をさせていただいているところでございます。なお、不登校につきましては、まず、全国的に今、上昇の増加の傾向にございます。平成28年度の文科省の発表では、不登校の発生率が小学生で200名に1人、それから、中学生で40名に1人発生しているというようなデータ発表もございます。本町におきましても、数は多くはございませんけれども、少し足が学校から遠のいている生徒もいる状況でございます。今後とも学校の方と連携を図りながらですね、予防、それから、早期の対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

今の説明で大体わかりました。今、教育長言いましたように、今後ともそういう子ども達のために一生懸命ケアをお願いしたいと思います。

それからもう1つですね、主要施策の15ページの海外見学旅行ですか、修学旅行ですか、今回、前も言いましたけれども、初めて実施して、保護者並びに生徒さん達がすごく満足したというような、良い評価が出たものですから、私たちもこれは本当に喜ばしいことかなと思います。これについてですね、平成30年度もう入っているんですけれども、今後、長期的な展望でどのような形でこれを展開していくのか、もし、考えがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

お答え申し上げます。平成29年度は初めて、28年度が残念ながら中止ということで、2年越しに初めての海外研修並びに短期留学が実施することができました。先日も高等学校の校長先生、あるいは、先生方とちょっと懇談する機会に話題になりましたが、単に語学の研修のみならず、全く気候風土の知らない国に出向き、そこに全く違う人々の生活があるということに、まず、短期間触れることでも大変子ども達は大きな刺激を受けたと。そのことがまず、何より大きいというふうに聞いております。今年度も間もなくシンガポールに5泊6日の旅に出発致しますけれども、昨年度の課題を踏まえてですね、より充実した、そして、一人ひとりの生徒達のキャリアアップにつながるような旅行にしたいというふうに考えております。具体的にはですね、2点ございまして、1点は子ども達はシンガポールに行きましたら、グループ別で研修する機会が大変多ございます。そのグループごとに研修テーマを設定して旅行に望みますが、その研修テーマを事前学習の中でしっかり掘り下げて、そして、望みたいということで、そのことによって、見えるものがまた違って来るであろうということで、まず、望みたいということが1点でございます。それから、もう1点は、昨年度初めて行って見て、特に生徒諸君からの中で、現地のシンガポール大学の学生との交流、あるいは、自主研修に学生が同行して一緒にガイドをしてくれた、その体験が非常に良かったと。今年度につきましては、そのプログラムをですね、時間を延長して、現地の学生、あるいは、現地の人々との交流の時間を増やすということで考えております。何に致しましても、今後に向けてですね、本町の外国語教育の観点でも国際理解教育でも新しいステージに入ったというふうに考えておりますので、より充実するように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

1点だけお聞きしたいというふうに思います。18歳の選挙権が行使をされていますねその点で、例えば学校、高校になるかというふうに思うのですが、そういった面での子ども達、学校だけの問題ではありません。もちろん、家庭の問題でもありますが、そういった面で学校で何かそういったお話をされたというか、どこかの時間を取って子ども達にそういう話をしたことがあるのかどうかということだけをお聞きしたいというふうに思います。

◎ 委員長（木村 一）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

お答え申し上げます。早ければ、高校2年生から公民権の行使という時代を迎えてございます。町立高校では、このことが決まった段階で、まずは、公職選挙法についてのレクチャーを当該教科の中で実施をしてございます。また、大変、私どもにとって嬉しかったのは、昨年、議会にお世話になりまして、中学生諸君が初めての議会の体験学習をさせていただきました。教科、科目の指導、学びのみならず、学校生活全体を通じてですね、1人の公民として、あるいは、1人の市民としての教育を心がけていきたいと。そのような働きかけをですね、いろいろな切り口で作っていきたいということで、今、高等学校と取り組んでおります。以上であります。

◎ 委員長（木村 一）

7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

わかりました。主権者教育、それは学校のみならず、家庭でもというふうになろうかというふうに思うのですが、こういう場合ですから、是非、どこかの機会でもう少し深めていただければというふうに思って、質問を終わります。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。2番、成澤委員。

◎ 2 番（成澤五郎）

教育長にお聞きしたいのは、保護司会が毎年、更生保護の標語とポスターの作品を募って、ここは松前保護区ということで、松前、福島、知内、木古内、4町を対象にした形で中学生に標語とポスターをですね、募集をさせていただいた中で、知内中学校が抜群のやはり成績があったやに聞いておりますけれども、紹介願えませんでしょうか。

◎ 委員長（木村 一）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

お答え申し上げます。まず、保護司会の皆様にはですね、社会を明るくする運動等におきまして、青少年の健全育成、また、保護、更生ということで、大変、日常にお世話になっています。今、ご指摘の標語入りのポスターの件でございますけれども、実はその前の年度までちょっと作品の出展数が少なかったということがございます。その際、本町の公民館の方で展示をさせていただいたんですけれども、地元の子どもの作品が少ないということで、私も見てございました。それにつきましては、町内の校長会の方で話題になりまして、それで、知内中学校から昨年度はたくさんの応募作品が出ました。その中で、4点ですね、大変優秀で、心に響く内容の作品の出展がございました。4点が優秀賞をいただいたことで、大変子どもも喜んでいただいております。また、今後ともですね、こうした活動を通じて、子ども達の健全育成に努めてまいりたいと、そのように考えております。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか、6番、吉田委員。

◎ 6 番（吉田峰一）

町道の維持管理のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、今のところでございますけれども、特にどうのこうのということないんですけれども、非常に2、3年前から見たら、道路の雑草が草刈りの方が何か機械のみで施工されていて、特にフェンス、もしくは、ガードワイヤーというんですか、その辺の裏が非常にもうもうとして草が生えている状況になっています。我々も町内会、もしくは、農家の人が出て、若干、気になるところは刈っているんですけれども、どうも我々の農機具でやる時には、農家の方の機械というのはある程度、そういう雑草専用の機械というのがないんですけれども、そういうような刃の硬さが違う機械を使っています。特にフェンス、もしくは、ガードワイヤーに触ると、刃が破損してしまって、農家にちょっとロスが出るという状況になります。そんな状況で、この2、3年、どうも草が出て、生えておって、そして、なおかつ、今、小さなタヌキ、キツネ等がね、その辺から出てくるという情報があるものですから、その辺の今後、その辺の考え方は、どのように考えているか、お聞かせくださればと思います。

◎ 委員長（木村 一）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今、委員おっしゃったとおり、今、町道の除草につきましては、トラ

クターについている除草する、草刈りする装置で、通常のところについては草刈りをしております。ガードロープ、ガードケーブル等の中間支柱、もしくは、デリネーター等のあるところにつきましては、人力で刈ってという形になっているのですが、運転士さんの方でやっていただいているのですが、バス等の併用になっておりまして、なかなか草刈り、人員を草刈りにさけるような状態がなかなか続いてないときもありますけれども、今後につきましてはですね、私どももその辺、ちょっと運転士さんとは協議しているんですけれども、なるべく機械で刈る部分を今、現在多くさせていただいております。そして、人間で刈らなければならない部分については、どうしても時間と労力が掛かるものですから、その辺がちょっと周りきれていない部分がありますが、交通安全対策上も見通しもなどもありますので、その辺につきましてはですね、重々、今後、なるべく手で刈れる分につきましても増やしていきたいと考えております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、吉田委員。

◎ 6 番（吉田峰一）

わかりました。もう1点お聞きしたいんですけれども、現在、みれん峠から出て鷲ノ沢の道路を出て、出荷場の通り、尾刺へ抜ける町道がありますね。あの田んぼの道路、要するに野津明君のうちのまっすぐ抜けた道路なんですけれども、田んぼの真ん中です。あれは改良工事もされているところだと私は聞いております。それで、せっかくあれまで改良工事をされてあって、過去10年くらい舗装もされていません。それはもう課長もご存じだと思いますけれども、その辺の計画的なことは、舗装の計画等はあるんですか。

お願いします。あれば。

◎ 委員長（木村 一）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今の路線につきましては、中山間事業で渡島支庁さんの工事で改良工事を行っていただいた場所でありまして、委員おっしゃるとおり、改良後、住宅のある部分につきましては、舗装をさせていただきまして、農地の部分につきましては、今、現在、未舗装となっております。町の方と致しましても、舗装計画等、町道に関しては持っておりますが、今現在、どうしても利用者の多いところ、住宅の多いところという形の中で舗装の補修及び道路改良を進めておりまして、現在、農地だけの部分につきましては、今現在遅れているような状態になっておりますが、今後、利用状況、また、町内会等の要望もありますので、その辺は町全体としてですね、考えていきたいと今現在考えております。以上で説明を終わります。

◎ 委員長（木村 一）

6番、吉田委員。

◎ 6 番（吉田峰一）

利用状況ということでありまして、確かに住宅ありません。ただ、先ほど言った道路と道路のつながる幹線道路の私は1つじゃないかなと思います。特に今、ニラ、ほうれん草等が共選出荷されております。みれん峠を通過して森越地区の方があそこを通過してまっすぐ行くと、一の留線走るよりもずっと効率も良いし、逆に時間に制限された出荷受入をされております。是非、あれを早めに舗装していただければ、道路としての活用が多くなるんでなかろうかなとこう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 委員長（木村 一）

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

6番委員さんの今、ご質問でありますけれども、雑草の今、繁茂です。これですね、今、渡島管内というか、北海道全体の今、問題となっているんです。それで、総合開発期成会の方からも、各自治体の首長からも、道路管理どうなっているんでしょうかと、国道228、函館から来て、道路の横に草がもうもうとしていますよね。それで、残念ながらといいますか、開建さんの予算、維持費がどんどんどんどんやっぱり落とされているというのが現状であります。ですから、町道も今、言われるように、私も今、自転車ですとサイクリング行って、雑草が生えていればすぐ課長に言って、対策を講じていただいておりますけれども、1つそんな状況もあるということで、町道の管理でありますから、これは定期的に雑草はいつ手を掛けて、そして、何か月後にまたということのこれサイクルでやっていけば、きちんと対応できるというふうに思っていますので、その辺は徹底をしていきたいというふうに思っていますし、道道の部分、それから、国道の部分、私は学校山の周辺、馬橋までです。あれですね、実は除草剤をまかしたんです。除草剤まくということが今、駄目なんです。ところが、駄目なんですけれども、しからば、歩道に雑草が生えてきていて、除草剤をまかないで、ただ刈り取りだけだったら、どんどんどんどん根が生えていって、要するに舗装を壊していくと、それが今、向上雷線の状況なんです。あれはたまたま今、制度資金を活用できたものですから、2年計画でやらせていただいています。それで、今、委員が言われているように、なかなか道路改良、やっぱり補助金をいただきながら、制度資金をいただきながらということで、今、考えております。ですから、今、課長が言うように、民家が張り付いているとかということになると、ある程度、優先して交付金を使えるんですけれども、交通量の問題とか、それから、民家が張り付いていないところもあって、なかなかその全体の枠の交付金枠が今、減らされている中で、なかなかできていないということで、少し後回しになっているのかなというふうに思っています。ただですね、今、まず、幹線道路を先にやらしてもらおう。そして、支線の部分ということで、道路計画を持たせていただいていますので、これは少し時間が掛かるかもしれないですけれども、それはきちんとその状況も担当も知っていますし、私も現地見させていただいて、状況はきちんと把握させていただいておりますので、今、委員さんが言われるように、農作業をする中で1つの道路の要するに活用ということも十分理解していますので、これは今、計画の中で進めさせていただければというふうに思いますし、最後にちょっと除草の部分については、きちんと徹底をさせていただいて、対応をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長 (木村 一)

そのほか質疑ありませんか。3番、笠松委員。

◎ 3 番 (笠松悦子)

この場で質問していいのかどうか、私も悩んではいるんですけれども、松前線が廃止になって、かれこれ本当に経ちます。その中で、今、線路跡地、町有地になっているとお聞きしておりました。景観上、本当にきれいになっているところもありますし、全然関係ないところもたくさんあって、本当に見てすごく苦しくなるところがたくさんあると思うんですよ。今現在、前にもいろいろとそこをサイクリングロードにしようとか、いろいろ計画がいろいろなところで出されておりましたけれども、今現在、何か計画されておられるのか、もし、そののところ、見えているところがありましたら、お聞かせ願いたいなと思ひまして。よろしく申し上げます。

◎ 委員長（木村 一）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

松前線跡地廃止になってから、町に全て土地が譲渡されたということで、町管理です、今。だから、今、3番委員さんが言われるように、その土地をそこに隣接している農家さんが要するに使っているという場所もあります。場所によっては。それで、実は観光協会が線路跡地をサイクリングコースにしようという取組みがやったんですけども、なかなか距離が距離なものですから、観光協会だけではなかなか難しい、それで、町の方にといいことでの協議もさせていただいたんですけども、なかなかそれは制度的にもうまく活用できないということで、少し今、停滞をしています。それで、国道228が今、松前半島道路ということで、渡島開発期成会の方にも要望をさせていただいて、ようやくと言いますかね、いま31年に木古内まで高規格が開通するというのが、遺跡が出たことによって、2年後になってしまったんですよ。33年にずれ込むということです。ですから、31年に木古内まで来たのであれば、木古内から江差に行くのか、木古内から松前に行くのかということで、是非、交通量を今、考えた場合に、何とか松前までの地域高規格に手を付けていただけませんかということで、要請をさせていただいて、国の方もようやく、どうい手立てでということもあるものですから、実は1つの動きとして、白神岬のその周辺が高波で要するに交通止めになるという、ここずっと続いているんです。あそこが要するに交通止めになったら、松前の人方というのは、全部江差を通過して函館に行かなければならないという1本の道路しかないものですから、何とかその対応をできないかということで、実はそこにですね、地域高規格道路の着地でないですけども、緊急防災対策ということで予算を付けていただいて、その白神の部分のみならず、スタートさせようという今、動きになっています。ただですね、うちにしましては、そこだけやっちゃって、後は知りませんという話には困るものですから、その辺はきちんと函館開建と詰めさせていただき、先般もその辺はきちんと確認をさせていただいて、そういう動きがあります。ですから、まず、調査路線に昇格をしていただくということが、今、先決であります。そうすると、うちは今、中ノ川、建川から福島までという、知内町管内、これは今の線路跡地を何とか使えないかという今、ことも要望できますので、まず、その辺、まず、計画路線として昇格をしていただいて、調査をしていただくということが今、先決でありますので、今、対応をしていただくように努力をさせていただいているところでありますので、ご理解いただければと思います。ただですね、それが然らば、いつに着工になって、要するにどういう形で進むというのは、まだタイムスケジュール等もまだ決まっておきませんので、今、3番委員さんが言うように、繁茂して、景観上やっぱりよくないというところもありますので、その辺は状況をきちんと見極めながら、町が管理でありますので、その辺は対応をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

3番、笠松委員。

◎ 3 番（笠松悦子）

今の説明、すごく理解はできます。今、農地と隣接しているところもありますよね、その中で、一切繁茂している草が害がないということは言えないと思うんです。虫など害虫がたくさん出ますのでね、特にほうれん草やそういうところにやっぱり影響があると思います。だから、その対策をせめて何とか協議していただければなと思います。よろしくお

願います。

◎ 委員長（木村 一）

そのほかございませんか。

質疑がないようですから、これで歳出全般の質疑を終わります。

ここで、説明員を入れ替えます。

次に歳出全般の質疑に続いて、これから歳入の質疑を行います。

歳入は一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

監査意見書の部分にもありますけれども、18ページの部分で不納欠損が今回、固定資産税7件で102万3千円ということで、この辺の不納欠損全般の原因というもの大体わかるようでしたら、まず、あったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

ご説明申し上げます。29年度不納欠損の中で、固定資産税分としましては、7件12万2,543円になっておりまして、その内訳としましては、地方税法第15条の7の第1項第1号の滞納処分をすることができる財産がないということで、6件。同15条7の第1項第2号滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫するおそれがあるということで、1件の7件となっております。

◎ 委員長（木村 一）

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

6件の部分でですね、取るものがないという、かけるものがないということなんですけれども、それはその前にはそういう物件というのは、ちゃんと存在したということで理解してよろしいんですか。

◎ 委員長（木村 一）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

6件につきましては、被相続人死亡ということで、相続人の方いらっしゃいますが、財産放棄の手続きをされていまして、そういう事案で債権者として財産を相続管理人を立てて、裁判所に申し立てて、その財産管理人が精算するという手続き方法もあるのですが、そこには結構莫大な費用が掛かります。そうなった場合、徴収上にその費用を掛けてまで徴収するというには至らないので、財産がないということで処分停止、不納欠損という手続きを取っています。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

今の説明でありますと、そのある財産が、早い話、裁判所とかいろいろな手続きをやっ費用がかさむよりも、それだけの価値のない物件だということだと思んですけども、それはわかるんですけども、ただ、やっぱりそういう形で、早い話、金額少ないからってその財産のものは、やっぱりその相続した人たちのものになってしまうという部分はあるんでしょう、どうなんですか。

◎ 委員長（木村 一）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

ご説明致します。相続放棄ということで、相続、亡くなられて、3か月以内に相続放棄の手続きをしなければならない、それ以降もできないですし、一度、相続放棄したものについては、それを撤回するというのもできないので、そういう中で、一回相続放棄ということになれば、次に負の財産じゃなくプラスの財産が発覚したとしても、一度、財産放棄したものについては、撤回できないという中で動いていますので、その辺は債権者ということになりうる、相続放棄した方については、そういう状況なものですから、こういう手続きになってしまいます。

◎ 委員長（木村 一）

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

わかったような、わからないような、ただ、やっぱりその財産というものは、放棄した場合は、結局それはどういうふうになって、町のものでもないし、個人のものでもないし、ただ、そこがどういう扱いになってしまうんですか、極端な言い方をしますと。

◎ 委員長（木村 一）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

被相続人がいない財産につきましては、債権者等が裁判所に申し立てて、財産管理人というのを選任していただいて、その費用も当然かさむ、申立者が支払いしなければならないんですけども、それが換価して、その費用等を補えるようになればいいんですけども、当然、換価性ないということで、債権分も補えないという状況で、もし、逆に換価して余剰財産が出た場合は、相続人いないということで、国の方に帰属されるような手続きになります。そういう流れの中で、税を回収するために申し入れを立てるとなると、そちらの弁護士を立てる、財産管理人を立てる費用の方がかさんでしまうので、そういう手続きには至っていないというのが現状でございます。

◎ 委員長（木村 一）

今、放棄した財産が最終的にどこにどうなっているのかという質問であって。

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

相続人が相続放棄していないと、その債権の引き受け手がいないということになりますと、その財産は国に帰属されます。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

実質公債比率のことでちょっとお尋ねしますが、29年度末、12.1ということで、町長いろいろ説明の中で、ちょっと聞き取り方によっては、12.1に下がったということで安堵しているのかなというふうにちょっと聞こえたのですが、思い出してください。平成18年、全国で15番、全道で6番目、道南で1番目ということで、27.1%の実質公債費比率、週刊誌にまで載った。新聞も賑わせた。それから、実質公債費比率適正化計画を進めながらですね、ようやく12.1まで下がってきた。しかし、まだ道南では高い方で、2番目なんです。ほかの方はもう10%以下がざらなんです。これはゼロに

なれば一番いいのですが、これらについて、どのように考えているのか、1つお尋ねをしたいと思います。

更にですね、大野町政が23年に誕生してから、翌年の24年からちょっと積立で見えました。24年は約34億円近くの積立金があった。29年度見れば、26億9千万円に減っている。約7億円がそこで取崩しになっている。更に起債を見ますとですね、28年から29年にかけて、逆に1億1,800万円も増えてきている。これが今までいろいろな事業をやってきた、大野町政が誕生してからいろいろな事業をやってきた、これからの維持管理費、償還、更にこれから迎えようとする国営だとか、それから、予定している事業とか、こういうものを考えればですね、非常に危惧する状況だなというふうに考えていますけれども、町長の考えお尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

財政の将来の見通しについて心配をしていただいて、感謝を申し上げたいというふうに思っていますけれども、私も突然として実質公債費比率が25%を超えて、町民の皆様方にも大変心配をさせたというか、心配をしていただいたというか、これはですね、要因があるんですよ。たまたま、今、実質公債費比率の算定方法が国が今まで債務負担行為は入れなくてもいい、それから、特会に一般会計から繰り出ししているものについては、算定基準になかったんです。ある日突然、それを全部分子の中に入れなさいと、分母は当然交付税ですから、標準規模財政を要する占める割合が実質公債費比率でありますから、ですから、その分子が国の指導で加わると、当然それは率が高くなります。決して、それは町民の皆様方に隠し財産、夕張というのは、闇起債を発行してどんどんどんどんつないでいる自治体と同じ形で見られてしまって、少し混乱をした経過がありますけれども、内容を粛々と、私、総務のときでありましたので、前町長からお叱りを受けて、あなた方、どんなでたらめな仕事をしたんだということで、実はお叱りを受けたのですが、決してそんなこともなくて、きちんと債務負担はこうありますよ、それから、繰出金はどうありますよということで、議会の議決をいただいて、そして、それをたまたま算定方法で変わったことによって率が上がったんですよということを説明したら、前町長も理解していただいて、その内容をすぐ町民に知らせようということで、広報で要するにお知らせをしたという形があります。ですから、確かに今の状況でいって、確かに12.8%だから今、安堵しているという考え方、一切ありません。ですから、私は何回も言いますが、財政の硬直化を招いて次世代にその負担を強いるということは絶対あってはいけないということがありますので、何か事業する場合については、必ず、補助金があるか、なしかということを職員に徹底をさせております。ですから、その辺は、その成果として、きつこういう状況になったのかなというふうに理解しています。ただ、今、心配されるという今、状況を考えた場合に、一般というか、交付税が今、どんどん締め付けられております。交付税が締め付けられているということは、分母が小さくなりますから、分子を今までの形で推移したら、当然率は上がってきます。その辺は十分理解しながら、要するに新しい事業を実施する場合については、私は一般単独債、私が町政を担わせていただいてから、一般単独債は一切発行していません。それから、公営住宅の要するに起債というのは、全てそれが指標に跳ね返りますから、それも発行しておりません。発行しているのは、過疎債だけであります。過疎債は、ご存じのとおり、地方交付税で町7割が基準財政需要額として算定をしていただいておりますので、発行したとしても、その影響額というのがほかの起債

を発行するよりも、要するに影響が少ないという解釈のもとにやらせていただいていますので、これは議会の皆様方にも、町民の皆様方にも、機会あるごとに説明をさせていただいております。それで、今、いみじくも今、国営の関係が出ておりますけれども、国営も前町長からたすきををいただいてから、引き継がせて、知内町の要するに表面に出ない大きな課題、大変、私もどういふふうに対応すべきかということで苦勞をした案件でありますけれども、期成会の方と協議をさせていただいて、私の要するに行政を担わせていただいている期間で一定の方向性を要するに付けなければならないということで、今回、議員の皆様方に経過報告をさせていただいたところでもあります。ただ、残念ながら、今、全て過疎債で充當をしていただければいいんですけれども、ガイドラインだけありますから、これは交付税で7割返りますけれども、あとの残りはどうするか、要するに民間の資金を借りて要するにやるのか、そんなことも考えたんですけれども、全体の今、40億から45億円の一般会計の予算の中で、何とかその部分を償還をしていただければという計画も作らせていただきましたので、見通しを立てさせていただきましたので、期成会の方にその辺は報告をさせていただいているということでもあります。ですから、先般もこれから国営があり、それから、今、私がやろうとしているものを実施した場合に、比率がどうなるかということのご質問をいただきましたけれども、その際に答弁させていただいたのは、15%台でその分は要するに推計ができるという判断をしているということも言わせていただいておりますので、今、4番委員さんから言われたことについては、十分、私なりに理解をさせていただいて、きちんとその財政経営をしていければというふうに思っていますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上であります。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

町長の方から財政の硬直化、非常に危惧しているということの、これは正しく我々も心配しているところなんです。常に町長は、いろいろな補助金、制度資金を利用しながら、それまで言うなら、27年のふるさと創生の3億円取り崩すときに、なぜ、これを制度資金なり、補助金を探さなかったのかなということ、非常に今になって残念だなと思っています。それとですね、今、何事も全て過疎債を利用すること、今、言われたとおり、過疎債そのものもガイドラインありますから、いろいろこれから予定していく中で、果たして全部過疎債が利用できるかという、そういう危惧もひとつ持っています。ただ、ひとつ、18年度、27.1%のときには、経常収支比率70%の後半で、非常に差ほど問題なかったんですよ。ところが、この近年、3年間見てください。経常収支比率ぐっと高くなっているんですよ。この辺はどういうふうに思いますか。ただ、もう1つはですね、財政力指数そのものは、非常に好転している。ただ、問題は、数字だけ見ればですよ、経常収支比率がぐっと高くなっているというのは、どのように考えているのかなという、ちょっと考え方教えてください。

◎ 委員長（木村 一）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

公債費比率の算定方法、それから、実質公債費比率の算定方法というのは、全て議員の皆様方が理解をしているというふうに思っています。それと、経常収支比率の要するに比率の計算方法、これは一般会計というか、知内町の財政規模です。交付税があり、税がいくらあるか、その要するに中で占める経常比率がというか、経常費です、人件費から含め

ていろいろでありますけれども、それがいくらになるかというのが、経常収支比率であります。それで、今回、たまたま前年度から見ると、少し率が上がっているという要因は、要するに補助金がそこにあります。算定方法の中で。その分子になるものに、これとこれとこれを要するに入れなさい、人件費はもちろん経常経費です。職員の経費であります。報酬もそうです。それから、物件費については、経常分と投資的があるんです。その年によって、特別に物件費を予算を組まなければならないもの、これは外れます。それで、通常的に行政運営をするがための経費というのは、それは経常経費の中に入れなさいということです。それから、補助金があります。負担金です。それは要するに広域組合にやる、それから、ごみの要するに処理の連合にやる、補助金です。それで、今回、たまたま要するに大きくなったというのは、補助金の関係です。授産施設やらさせていただきました。1億8,200万円、そこで要するに江差福祉会に補助金をさせていただきました。これはずっと続くわけではないんです。単年度でそういう特殊なものがあると、その率は少し上がるということでご理解していただければと思っております。ですから、私は行政運営するがために、私は必ず言うんです。知内町の経常収支比率何%か、これを見ていただくと、そのうちの財政の硬直化がわかりますよということをやっているとさせていただきます。なぜかという、経常経費で要するに予算全体の一般財源、それから、交付税の総額を使い切ってしまうと、投資的な経費に回らないんです。ですから、単純に言います。80%が経常費比率というか、経常経費で抑えられるのであれば、20%が要するに投資経費に回るんですよ。そういう財政の仕組みになっていますので、その辺はご理解いただければというふうに思います。ですから、毎年それがずっと高くなっていくというのは、これは何をどうすればいいかということは、当然考えなければならない部分でありますので、私は今回、率が上がった要因は何だということをごきちんと聞かせていただいておりますし、物件費の光熱水費です。これは通常、要するに公共施設の維持費ですよね。これも要するにカウントされますから、できるだけ今、LED化に変えさせていただいているのは、電気料を少し抑える、これも要するに経常経費の率に反映してきますから、そんな取組みもさせていただいておりますし、そんな状況であります。ですから、楽観視はしておりません。その辺は私も長く財政をやらせていただきましたので、その辺の状況はきちんと対応させていただいて、これからも健全財政を運営していければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上であります。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

最後に投資的経費の話までしようと思ったのですが、言われたからこれ以上言えませんが、我々は最終的に判断するのは、結果、数字で判断するんですよ。先ほど町長言うように、例えば江差福祉会に1億8,200万円やったから、この辺、数字的に出てきたという話ありましたけれども、いろいろな普段の経費抑えることによって、これがまだまだ抑えることができる。ただ、ほかの町村から見れば、率は確かに低いかも知れない。しかし、他の町はこうだから、うちはこれでいいんだよということではなくて、これが前の町長のときには、70%台だったんですよ。こういうような形にやはり常にやっぱり努力していかなければならないと思うのですが、最後だけもう1つ。

◎ 委員長（木村 一）

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

繰り返します。先ほども言っています。基本的には、まず、指標ですよ、指標、だから、ほかの自治体がどうであろうというのは、その町はやっぱり町独自のまちづくりがあります。ですから、ほかの自治体がこうだから、知内町がどうだからという、それは私は違うと思っています。知内町は知内町独自のまちづくりを進める。その中で、財政の要するにきちんと透明性を計りながら、そして、町民の皆様方に理解をしていただいて、はじめて要するに投資的の要するに事業が組まれているということだというふうに理解していますので、無理矢理、無理矢理要するに予算の中で投資的経費を増やすという考え方は一切持っていません。全体の予算の枠の中で一般経常経費を抑え、そして、そこで投資的経費に回る財源を如何に生みますか、それで、要するに少しの一般財源で大きい事業を実施するとした場合に、国補助金を如何に使えるか、これは徹底して今、職員と議論をさせていただいていますし、私の行政の1つの基本的な考え方でありますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員 長 (木村 一)

4番、松井委員。

◎ 4 番 (松井盛泰)

別に答弁はいりません。私の感じとして、町長は投資的経費は一切使いませんというような答弁をしていましたけれども、やっていることが投資的経費の乱用というような感じに受け取りました。答弁入りません。以上です。

◎ 委員 長 (木村 一)

10番、伊藤委員。

◎ 10 番 (伊藤政博)

今、財政の問題でいろいろと議論になっていきますけれども、私の感じているところ申し上げたいと思います。実質公債費比率、本当に一時はね、全国で15番の中で、いろいろな形で抑えてきて、今、非常に12%台と低くなってきました。これはある意味では借金がどれだけしているかというのを財政の中で示す割合ですから、低いに越したことはない。ゼロが理想だという言葉もありましたけれども、それはあり得ない話なんですね。というのは、先ほど町長の言ったとおり、町が仕事をするということは、100%自主財源でできるわけでありませんから、町のお金をできるだけ効率よく使うためには、国の補助金の率の高いものとか、それから、それでも足りないから借金するわけですね、借金も後々に影響の受けにくいような基準財政需要額算入率の高い過疎債を優先的に使うと。ですから、結局、借金をするわけです。必ず、借金残高残るわけです。ですから、仕事をしなければ、借金もしなくていいですから、実質公債費比率下がります。ですから、うちの渡島管内でも実質公債費比率、知内より低い町はたくさんありますけれども、だからいいわけでない。やっぱり仕事をすればするほど借金しなければならない。借金すればするほどですね、やっぱり実質公債費が高くなるので、これは必ずしも実質公債費比率が高いから、低いからで、財政が良い悪いではないんですね。それをきちんとどう検証するかということでは、今、公的会計というのが出てきて、町の財産がどんな形でできているかということ表す、一般の会社でいえばバランスシートですね、貸借対照表があって、片方に財産がある。その財産が借金と自己資金でできるわけですから、その辺のバランスがどうかということですから、やはり1つの見方として、単純な今までやってきた会計のシステムだけではなかなかその辺の借金がどんな形で借金されているかということ判断するのが難しいわけですよ。そういうことでちょっと、ここで質問したいのですが、今、財務4表作ることでなっ

ます。今回、提出もされていません。今、町の方ではその辺のことはどんなふうに取り扱っているのか、その辺、1つだけお尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

今、議長からお話ありましたが、新地方公会計制度ということで、国として地方財政の透明化を図るために、すべての地方公共団体に企業的会計の手法を取り入れた、俗にいう財務4表を作り込むようにということで、1つは貸借対照表、そして、行政コスト計算表、純資産変動計算書、資金収支計画書ということで、これまで公営企業会計で取り入れていた手法をそれぞれやらなければならないということで、昨日の町長からの行政評価の中にもありましたけれども、平成28年度から作成してございます。それで、実は今回の決算審査に合わせて監査委員さんの方には審査の参考資料として提出をさせていただいております。それで、当然のことながら、行政サービスコスト、それらの透明性を高める、あるいは、行政マネジメントの向上というようなこともあるので、一定の目的はそこであるわけです。そして、国にそれらの資料を提出するという事になってございます。それで、事務的なことで申し上げますと、実は28年度のもが今、ようやくというか、そういう形になってございますので、大体29年度の今度、財務4表というもの、正規のものになると、年明けくらいにならざるを得ないという状況になってございます。ですから、今現在、皆様方にお示しできるものとしては、一昨年のもので、ですから、比較対照するものがないという状況になってございます。それで、実はこれらの資料、28年度分から作っておりますけれども、議会に提出している自治体、私どもの方でも管内の実態聞いて見たら、それについては、実態としてはないと。私どもの方では、今、先ほど申し上げましたとおり、監査委員の方に審査の参考資料として出している。今後の取扱いについては、町のホームページにこれらの財務4表を皆さん方がご覧いただけるように公開するという段取りは今、考えてございます。それで、議会の方につきましては、行政評価、行政執行方針に基づく行政評価、さらには主要施策の説明書、それから、実績報告書ということで、それぞれ当該年度のものについては、資料提出させていただいておりますけれども、これは財務4表そのものを議会の方に提出して、果たしてという部分については、当然それを出さないということではないんですけれども、どういう形でやればいいのかというあたりは、もう少し私どもなりに検討、研究させていただければなというふうに思っています。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

財務4表については、かなり以前からですね、国の方で都道府県からまず、義務化と言いますか、進めてきて、町村の方でもやりなさいということで参考的にやりなさいということで、毎年、数字の出し方、試行錯誤していたものですから、確定したものがなかったということで、なかなかそれは公表できる段階ではなかったということでもあります。28年当たりからだいぶ固まってきたのかなということでもあります。ホームページに公表するのであれば、なぜ、議会に出さないんだと、これは当然の疑問です。どう活用するかは、これは我々議会がやっぱり勉強しなければ、それは活用できないわけですから、やはり先ほど副町長も言ったとおり、そのいろいろな会計の透明性、あるいは、町のいろいろな財産の状況、それを検証するためにも必要だということで国が作らせているわけですから、

是非ともですね、数字が固まってできたら、28年度分からでもいいです、順次提出していただきたいし、30年できたら、決算のときにもですね、出せるようであれば、確定値でなくても、概算でもいいですけれども、30年決算のときもですね、出していただければ、それは議会がどう活用するかは、我々のこれ問題でありますので、是非ともそういう形で出していただきたいと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

議長からのお話よくわかりました。それで、先ほども言いましたので、ちょっと誤解のないようにだけお願いしたいんですけども、あくまでもこれらの財務4表というもの、今、30年の決算審査特別委員会としては、29年度決算というものを審査していただいております。それで、これら財務4表の提出にあたっては、このタイミングでやるというふうになりますと、28年度分しか出せないという状況もございますので、それらを混合されると、少し議論がかみ合わない部分も出てくるかと思っておりますので、私どもの方で用意ができた時点でホームページには登載する予定ではございますけれども、議会の提出のタイミングをどのタイミングでやればいいのかというあたり、それは私どもの方で少し内容的に整理したいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ありませんか。

質疑がないようですから、これで歳入の質疑を終わります。

これから決算全般にわたる総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第1号から採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第1号は、平成29年度知内町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

審議中ですが、ここで暫時休憩します。

10時45分から再開します。

（ 休憩 午前10時30分 ）

（ 再開 午前10時45分 ）

◎ 委員長（木村 一）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 認定第2号 平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第2、認定第2号、『平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の歳入歳出決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

西内代表監査委員。

◎ 代表監査委員（西内貞治）

それでは、国民健康保険事業特別会計審査意見を述べさせていただきます。

お手元の資料の20ページをご覧くださいと思います。

平成29年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の歳入総額は、7億9,633万円、歳出総額は7億766万3千円で、前年度比では、歳入が3.3%の増、歳出は2.3%の減となっております。

本年度の実質収支は8,866万7千円の黒字となり、これから前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4,192万9千円の黒字となっております。

次に決算状況ですが、①の歳入、②の歳出については、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをいただきまして、22ページの収納状況について、若干述べさせていただきます。平成29年度における保険加入世帯は676世帯で、平成30年3月末における町の全世帯数が2,055世帯となっており、加入割合は、32.9%となっております。そのような状況の中で、国民健康保険税における収納状況は、調定額が1億5,321万円に対し、収入済額が1億4,315万9千円で、収納率は93.4%となっております。そのうち現年度分は調定額1億4,390万9千円に対し、収入済額が1億4,010万3千円で、収納率は97.4%となっています。滞納分については、調定額930万1千円に対し、収入済額が305万6千円で、収納率32.9%となっております。

また、現年度分の収入済額は、前年度と比較して1,622万8千円の減で、滞納分は4万3千円の増となっています。不納欠損処分額は、2件で7万6千円となっております。

なお、国民健康保険事業の運営は、被保険者の減少及び高齢化により、厳しいものが見込まれるところですが、保険料の収入未済額について、督促、差し押さえ等の滞納処分を強化し、その縮減に向け引き続き努力していただきたいと思っております。以上でございます。

◎ 委員長（木村 一）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

訂正。局長。

◎ 監査委員事務局長（森永 茂）

すみません。事務局からちょっと訂正あります。20ページの上から3段目なのですが、平成29年度のとありまして、歳入総額はのところ、796,330のところを3が1つ抜けていましたので、すみませんけれども、修正いただきたいと思っております。

◎ 委員長（木村 一）

それでは、これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明致します。見出し1、附表の9ページをお開きください。

歳入総額は、1款国民健康保険税から11款諸収入まで、合計7億9,633万円となっております。歳入の主な項目についてご説明致します。1款国民健康保険税では、1億4,315万9千円で、税全体の収納率は93.4%で、うち現年度分の収入済額は、1億4,010万3千円、収納率は97.4%となっております。

また、不納欠損については、2件、7万6千円となっております。

次に3款国庫支出金で、1億4,766万6千円、前年度対比4,009万2千円の減で、主な要因は、医療給付費の減に伴い、国庫負担金等が減少したことによるものでございます。

次に5款前期高齢者交付金で、1億9,770万4千円。前年度対比9,916万円の増で、主な要因は平成27年度の精算による増及び平成29年度の概算額の増によるものでございます。

次に7款共同事業交付金で、1億5,227万3千円、前年度対比4,927万4千円の減で、主な要因は、医療給付費の減に伴い、事業交付金が減少したことに伴うものでございます。

次に歳出です。10ページをお開きください。平成29年度支出済の①の欄でご説明致します。歳出総額は1款総務費から12款予備費まで、合計7億766万3千円となっております。歳出の主な項目について、ご説明致します。1款総務費で、3,269万4千円、前年度対比2,466万6千円の増で、主な要因は、国民健康保険都道府県化に伴うシステム導入など、準備事業によるものでございます。

次に2款保険給付費で、3億9,821万6千円、前年度対比4,640万9千円の減で、主な要因は、新生物、いわゆるがんや心疾患など、1件あたりの入院費用等が高額になる該当者が件数が減少したことにより、医療費給付費の全体が減少したことによるものでございます。

次に9款積立金ですが、決算額はございません。なお、被保険者数は、1,193人、前年度対比110人の減、世帯数においても725世帯、前年度対比49世帯の減となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（木村 一）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

今、ご説明をいただきましたが、平成27年、28年、29年、3年間で見ましても、国民健康保険税の繰越分が増えております。私としましては、この国民健康保険税というのは、命に関わる、そういった保険税だというふうに考えています。ですから、この繰越金があんなに多くなるという要因が不思議でなりません。保険料が思ったより高かったのか、そして、給付費が低いか、その要因は、さっき新生物などのことで高額の療養の方が少なくなったというふうにご説明をされました。しかし、私はこの国保会計、こんなに繰越額があつていいものなのかどうか、そういう考えでおります。そのことについて、課長からご答弁をいただきたいというふうに思います。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。平成29年度の繰越金の額、大変、多いわけでございますけれども、

要因と致しましては、先ほど説明したとおり、医療給付費の全体の給付額が下がったこともございますけれども、実は平成29年度当初、国保税について、税率の改正をしております。これは前に今後、国保の運営を考えたときに、このままでいくと、赤字経営になるということで考えられまして、税率を改正した経緯がございます。そういった部分もありまして、税率改正したときには、1年、2年を見越して、赤字回避をするための税率改正ではございませんので、5年、10年の長いスパンの間で赤字にならないための税率改正という形で考えていますので、当然、医療費の推移もございますけれども、当然、国保税の収納率も高いですし、税率も高くなってございますので、その分においても、平年よりも繰越額が高くなってございます。委員さんもお存じだと思いますけれども、実は平成30年度から国保が制度が全体的に変わりまして、都道府県化になってございます。その関係で、今回、繰越金ありまして、積立金もそれなりに積立はしているんですけども、30年度の今回の補正で説明したとおり、本来、医療給付費の補助金に対して、返還金という形で毎年、こちらの方から額の実績等に伴いまして、国の方、もしくは、道の方に返還してございますけれども、制度が変わった関係上、返還については、翌年度ではなくて、32年から36年度において、5年間で返還しなさいという形になってございます。そのために、実際に額の確定がされるのが、2年、3年後になってございますので、その間、積立をするという形になってございます。道の方でも積立については、制度上変わったので、各町村において、きちんと積立をして、償還をするものについては、償還すべきもの、それから、財源として、当然、介護保険と考え方、同じにはなると思うんですけども、積立をして、国、道の都道府県に伴いまして、国保の運営が安定して、経営が安定した段階で、その積立金の状況を見ながら、税率改正をするという形になってございますので、当町においてもですね、今現在、今回、4千万円という形の積立はしますけれども、今後の返還金、それから、道からの納付金の請求見込みがきますけれども、その額に応じて、今後、どのような推移がなされるのかというのは、長い目でちょっと見ていかなければならないので、早急に税率を下げて、国保税を下げるという形では、今のところ考えてはございません。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

多分、そのようにおっしゃるだろうと思いました。しかしながらですね、8、866万円の中で、約半分は私は道の方に返還する積立金になろうかなというふうに思っています。ですから、あとの4千万円ほどは、多分、収入、変な言い方ですけども、ここに留め置くという形になるのかなというふうに思います。もちろん、安定化は大事です。しかし、30年度からは、税率も変わり都道府県化にもなりましたけれども、57万円の最高限度額であります。ですから、これは本当に国の方法が一番の問題かというふうに思うのですが、しかし、自治体としては、町民を守る立場であります。ですから、本当に少ない保険料で頑張っていたきたいというふうに思うんです。ですから、収入と支出、それが本来が給付費といいますか、そこら辺はトントンになるくらいの、そういうやさしい町政であってほしいというふうに思いますし、これでお金が剰余金として余るということを考えること自体、都道府県化になりまして、お金を払っていかなければならないというふうには思いますけれども、しかし、この翌年度の繰越金は、私は多いのではないかというふうに思っているんです。ですから、簡単に知内のほかから見ると、知内の町民の皆さんは、お金持ちだねという噂もいつも聞きますけれども、本当にそうなんだろうかと、お金持ちの

方もいますし、本当に国民年金ギリギリで生活している方もいらっしゃいます。そういうことから見たら、国民健康保険税というのは、町民が本当に安心して払える額、そういうものを設定するべきだというふうには私は思うんですけども、何かあれば、お答えをいただきたい。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。只今、委員さんからご質問がありましたけれども、今回、積立で繰越があるわけですが、その中の1つの要因においてですね、今回、都道府県化によって、税の算定については、3方式という形でなされております。当町の場合、今現在、4方式でございます。道の方では、強制的に3方式にしなければという方向は見出していませんけれども、いずれかは、3方式という形に移行されると思います。その段階で、うちの方、今、4方式から3方式に変える段階でございますね、おそらく大きな開きが出てくると思います。そのときにですね、ある程度の財源を確保しておいて、段階的に税率を調整していきながら、3方式に持っていくという中身の当方の方でも考えございます。そういった観点からもですね、ある程度の財源も確保しておかなければならない。それから、道の方から給付の請求がくるんですけども、そちらについても過去3年間の医療費、北海道全体の医療費をもとにして、こちらの方に給付金という形で請求がくるわけです。来るんですけども、実際、知内だったら知内の方で、過去3年間の収納額の平均でこのくらい集まりますよね、ですから、これに相応する額を請求しますという、端的にいうと、そういう形の請求がなされてきます。実際、今回の給付の額についてもですね、新聞報道でもされたんですけども、モデル地区でもかなり差があるだろうという形だったんですけども、実際、知内町の場合は、何度か説明してございますけれども、過去3年間の平均をするとですね、国保の加入者で法人化になった世帯が何世帯かありまして、実際、年間14,500から600万円税収が減っております。道の方では過去の3年間の平均を取ります。実際うちの方では、もう既に1,500万円某の金額が減った状態で、収納額が確定してございますので、それを対比すると、差ほど余裕がないわけでございます。そういった計算方法もございますので、一概に今、財源がこれだけあるからといって、安泰してすぐ税率を下げるといふ形にはなりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

理解はしませんけれども、わかりました。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ありませんか。9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

今、課長の方から余り余裕がないという部分だったんですけども、国保の3ページですか、今回の監査意見にも出ていましたけれども、収入未済額が1千万円を超えているということなんですけれども、この辺の部分の要因とか内容がわかるようだったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

何の資料の何ページ。

◎ 9番（谷口康之）

国保会計の3ページ。

◎ 委員長（木村 一）

国保会計の決算書の3ページ。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

ご説明申し上げます。未収額ということで、内訳としましては、国民健康保険税と諸収入の合わせた額で、1,005万7,089円ということになっていまして、当然ながら、税の方につきましては、通常の一般会計の税と同じように強制徴収と差し押さえ等を実施した中で徴収していますが、国保税ということの中で、なかなか強制徴収はしていますが、徴収率がなかなか厳しい状況もありまして、未納が900万円ということで残っている状況にあります。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

これは滞納税を徴収するのに、大変苦勞するんです。一般の要するに税と国保税とこれ一帯なんですよ。未納の家庭というのは。特に国保というのは、基本的に今まで収入得られた人が社会保険を切られて、国保に入ります。そういう方々が多い現状なんですよ。ですから、差し押さえも本税といたらちょっと語弊があるんですけど、一般の要するに税を優先するか、国民健康保険税を優先するか、それで、国民健康保険税がどうしても納められない人については、要するに短期の要するに保険証を町の方に預けていただいてやるという、そんな仕組みなんです。ただですね、なかなかやっぱり今、こんな経済状況の中で、収入を絶たれている人というのが国民健康保険税に加入される方というのは多いものですから、なかなかままにならない。ただですね、今、7番委員さんも言われました。貴重な財源です。これ要するに相互扶助で納めていただいた人で要するに会計が成り立っていますので、この辺はきちんと対応はしてきているんですけども、そんな状況があるということで、ご理解をいただければと思います。だから、国保税だけが未納という話ではなくて、要するに一般税も連動して未納者が多いということになっていますので、そんなことをご理解いただければというふうに思います。ただ、うちは今、滞納整理というか、差し押さえをほかの自治体よりも先行して、平成24年から事務要領を作らせていただいて、今、やってきておりますので、一般の方の税というのは、当初、もう1億円目前であったやつが、今、全体で3年の処分停止もあるんですけども、大体1,500万円、2千万円を今、割ってきているという状況もありますものですから、その辺で何とかご理解いただいて、うちの担当、一生懸命頑張っていますので、そんなことをご理解いただければと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第2号から採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第2号、平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第3号 平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長(木村 一)

次に日程第3、認定第3号、『平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、そのように取扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(田中志津夫)

平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明致します。

見出し1、附表の13ページをお開きください。歳入よりご説明致します。

平成29年度収入済額の欄でご説明致します。歳入総額は、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、合計6,518万7千円となっております。主なものは、1款後期高齢者医療保険料で3,860万6千円、3款繰入金で2,633万円となっております。また、不納欠損については、ございません。

次に歳出です。歳出総額は、1款総務費から4款予備費まで、合計6,392万4千円となっております。主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、6,130万7千円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長(木村 一)

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第3号を採決致します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第3号、平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致します。

● 認定第4号 平成29年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第4、認定第4号、『平成29年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

平成29年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明致します。

見出し1の附表の15ページをお開きください。

歳入よりご説明致します。平成29年度収入済額の欄でご説明します。保険事業勘定の歳入総額、1款保険料から8款諸収入まで、合計5億3,618万円となっております。

また、不納欠損については、4件、15万1千円となっております。

介護サービス事業勘定の歳入が116万9千円で、介護保険事業勘定と合わせ、介護保険特別会計の歳入合計は、5億3,734万9千円となっております。

次に歳出です。16ページをお開きください。保険事業勘定の歳出総額、1款総務費から5款諸支出金まで、合計4億9,163万1千円となっております。主なものは、2款保険給付費で3億9,176万8千円、4款地域支援事業で5,377万5千円、5款諸支出金で、1,407万7千円となっております。介護サービス事業勘定の歳出が116万9千円で、保険事業勘定と合わせ、介護保険特別会計の歳出の合計は、4億9,280万円となっております。なお、基金積立金は、1,839万8千円で、前年対比667万2千円の増となっており、平成29年度末現在の介護保険事業基金残高は、5,445万9千円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（木村 一）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

今、課長からご説明をいただきました。国民健康保険税と同じように、介護保険も平成27年、28年、29年と3年見ましても、繰越額がどんどん増えております。29年単年度で言えば、4,454万円です。さっき課長が縷々説明をされましたけれども、なぜ、このようにたくさんの繰越額が起きたのかということをご説明していただきたいと思えます。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。介護保険の保険料につきましては、3年に1回行われます、介護保険事業計画の中で税率等、定められてございます。実は第6期の介護保険計画策定しまして、保険料を確定した以降、実は介護保険制度、大きく変わってございます。端的に言うと、

要支援1、2につきましては、介護給付費の中に入っていたんですけども、地域支援事業の方に振り込まれて、その間、報酬ですとか、いろいろなものが引き下げ等がありました。その結果、保険料はそのまま3年間維持するわけですけども、給付費全体が若干ですけども、横並び、もしくは、減ってきている状況にあります。その中で、3年間経緯しましたので、当初の第6期計画では、おそらくちょんちょんというか、基金は取り崩さない状況で今の保険料で行えるという形になったわけです。第7期、去年ですね、介護保険計画行いまして、その間、今、言いましたように、基金もこれだけある、介護給付費の推移についてもどうなのかという形の横並びで計算致しました。実際、計算したんですけども、実は皆さんもご存じのとおり知的障害のグループホーム、32年に建設をして、そこからスタートするという形で介護保険計画の中にも入ってございます。その32年の介護保険のグループホームの給付費、その分、増えるわけでございます。これが今、考えられているのは、18人という形で2ユニットですね、その分が当然増えるわけです。その分計算すると、当然、給付額は当然増えるわけでございます。そういったものを諸々加味をしまして、保険料、下げる、下げないという判断があったんですけども、そういったものがありましたので、現在のところ、計算上では、今、積み立てしている金額、平成32年では若干、基金を取崩して運営できるだろうという予測に立ってございまして、今、言ったような形で、今回、介護保険料については、下がってございませぬので、そういった理由もございまして、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

すみません、訂正でございます。先ほど私、知的のグループホームと言いましたけれども、高齢者の認知症のグループホームですので、訂正願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎ 委員長（木村 一）

7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

前年度から介護保険が改正になりまして、要支援の1、2のところは、例えば今、社会福祉事業の方で担っていただいている部分が多いかというふうに思います。給付費が下がっているか、同じトントンくらいというふうなお答えでありました。給付費が下がるということは、私、大変残念に思うんです。なぜかといいますと、そこに介護で働いている方達の手当がどうなのかという、そこも1つ考えなければならぬというふうに思います。ですから、給付費が下がるといふことに対しては、私はここに毎年のように給付費下がっています。全体見て。そういう面では、人的なところ、ですから、一番大変なところなんですよね。介護保険でいろいろとそういう介護が必要な方のところに行って、要求に応じてそれにお手伝いをするという方達のためには、もっともっと実はそこら辺のところにお金をきちんと手当して、介護を受けられる方に温かい配慮をしてもらいたいというふうに思っているんです。働く人たちのための給付費の中にはその分も言っているのかなと思うのですが、そこら辺ではどういふふうにお考えでしょうか。

◎ 委員長（木村 一）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

今、7番委員さんのお尋ねでございますけれども、ご説明申し上げます。介護給付費、

保険給付費の関係で、介護に従事している方々の処遇の部分のお話ございました。当然、それらの費用も入ります。居宅介護、施設介護ということで、それぞれ介護従事者の方々の処遇の部分、もちろん人件費含めて、それらもここで手当されるわけですが、それを下がっているのは、介護従事者の待遇が下がっているということではないんですよ。要は在宅介護なり、居宅介護なりの介護サービスの利用の相対量が減っているということなんです。ですから、介護従事者の処遇改善については、国も制度としてやってきていますし、その仕組みの中でやっているということでご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

今の副町長の説明でわかりましたけれども、今、全体としてですね、社協などが受け持っているその部分での働いている方々の手当などというのは、きちんとされているかなというふうには思いますけれども、そこら辺も含めて少し私はその給付費の中の減額ということでは、ちょっと心配を致しました。それは国の制度に則ってやっているから大丈夫だというふうなお話でしたので、そこはわかりました。

◎ 委員長（木村 一）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

改めてご説明致します。決してこれで大丈夫だということで申し上げているのではなくて、介護サービスそれぞれ事業者さんがいらっしゃるしまして、それぞれの事業者さんが処遇を決めている。ただ、基本的な部分については、介護従事者の処遇が必ずしも十分ではないというご指摘もあって、国がその処遇改善を施策として講じてきているということでありまして、ですから、そういう形の中で介護給付費の全体量が決まっていくということなんです。ですから、その部分だけご理解いただければと思います。決して今のそれぞれのサービス事業者で行っている介護従事者の方々の処遇が十分か否かということは、ここで我々が申し述べる立場にございません。そんなことでご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

わかりました。質問の仕方がちょっと悪かったかなというふうに思いまして、これはちょっと今の決算にちょっと引っかけた話ではなかったのかなというふうに思っています。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第4号を採決致します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成29年度知内町介護保険特別会計歳入歳

出決算については、認定すべきものと決定しました。

ここで、説明員を入れ替え致します。

● 認定第5号 平成29年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第5、認定第5号、『平成29年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱います。

次に歳入歳出決算並びに主要施策・事業等の説明資料の13ページに基づき、決算内容の歳入歳出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明致します。

見出しナンバー6をお開きください。見出しナンバー6番、3ページです。

内訳と致しまして、歳入につきましては、収入済額、歳出につきましては、支出済額についてご説明致します。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料3,900万6,102円、2項手数料、1目手数料、1節工事検査手数料及び2節浄化槽汚泥処理手数料まで63万3,960円、1款使用料及び手数料合計3,964万62円、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道補助金1,172万900円、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1億1,050万円、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金172万3,360円、5款諸収入、1項雑入、1目雑入、2節調査設計受託収入47万880円、6款町債、1項町債、1目下水道事業費1,060万円、歳入合計1億7,465万5,208円です。

7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、2節給料から28節繰出金までの合計が1,228万828円、2目施設管理費、7節賃金から16節原材料費までの合計が7,687万4,270円です。1款総務費合計が8,915万5,098円になります。2款公債費、1項公債費、1目現金、23節償還金利子及び割引料6,496万2,643円、2目利子、23節償還金利子及び割引料が1,413万668円になります。2款公債費合計が7,909万9,311円になります。歳出合計1億6,825万4,409円となります。

続きまして、昨年度の主要施策について説明させていただきます。主要施策・事業等説明資料、ナンバー6の13ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費で、長寿命化計画に基づく国の交付金事業としてクリーンセンターの電気設備更新委託を1,223万8千円で、また、マンホールポンプ所非常用装置更新工事で、非常用装置及び制御盤の改造を14箇所、1,026万円を実施しております。また、中ノ川の改修工事に伴いまして、仮橋への下水道の天蓋委託を47万1千円で実施しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（木村 一）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑ございませんか。10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

いつものことなんですけれども、まず、6ページ見てみますと、歳出の総務費と公債費あるわけですね、公債費は建設したものの借金の返済です。そして、総務費というのは、これは人件費と維持管理費ですね、ですから、総務費見たら約9千万円年間掛かるわけです。それに対して、収入の方の2ページ見ていただくと、ここに使用料からずっとありますけれども、使用料というのは、我々の払っている下水道の料金です。これで約4千万円です。ですから、使用料で4千万円ですけれども、実際、維持管理費には9千万円掛かると。ですから、2倍の経費掛かっているわけですね。これは当初から言われていたことで、当時、脇本町長から私の政策だから、下水道料金はそのときは半額に抑えて、とにかく普及率を上げたいんだということでやってきています。ずっとそれが続いてきているわけなんですけれども、大体普及率も頭打ちになってきた。そして、今、下水道施設しない人は、やっぱり高齢者ですとかそういう方でなかなか将来的にもならないだろうという見込みです。ということは、もう水洗化率の上昇もそんなに多くは見込められない状況の中です。そういう中で、当初はこの半分の値段でやるということは、普及率を上げるためにということで政策としてやったわけなんですけれども、それももう見えてきたわけですから、水洗化率の方向性というのは。そうすると、やっぱりいつまでも半額でやっていくこと自体が政策としてどうなのかということになってくるわけで、この辺、町長としてですね、これは将来的な水道の方にもちょっと関わってくるんですけれども、どうしていくか、この辺の町長の判断、現時点でどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

実は上水の部分も議会の皆様方からご指摘をいただいて、将来的に今、管の敷設の更新もあるということで、どういう計画でやっていくのかということでのご指摘をいただいて、実は内部的に将来の見通し、5年、10年先どうなるということも、それから、敷設している管渠を取り替えなければならない、これは逐次、1例上げますと、学校山の下の漏水がもうずっと続いていまして、あれはもう起こるべきして起きているという考え方をさせていただいて、管を今、敷設を新しくしております。それで、今、議長の方からご指摘いただきました。これはやっぱりですね、上水と公共下水道と連動して考えていく必要性があるのかなと実は思っています。それで、今、うちが将来的な見通しを立てている中で、住民負担、これは北海道電力さんがうちの要するに取水量を多く使っていていただきますので、その辺で料金は下げていたんですけれども、これも1つの状況というか、これ以上増えるという要素もないですし、然らば各この要するに水道料の使用量が増えていくかといったら、それもちよっと見込めないということで、1つの大きな課題であろうと、そして、要するに安全な水を提供するというので、施設の改修等も今、必要になってきているということ、総合的に今、早い時期に判断をしなければならないということで、実は担当の方から、大筋というか、方向性をヒアリング受けています。そんなことも含めてですね、今、たまたまここに書かれているように、指摘のとおり、総務費で8,900万円あって、公債費が7,900万円、これもですね、今、やるとしたら、起債を借りて、更にその償還がどういうふうにならっていくのか、その辺の財政見通しを立てながらですね、

これは上げる時期がきっと、上水の部分は今すぐという話ではない、公共下水道の部分については、もう限界が来ているのかなというふうに自分なりにも考えさせていただいていますので、もう少し内部で検討させていただいて、一定の方向を見出して、議会の皆様方にですね、その経過的なもの、それから、今後の考え方について、早い時期に説明の機会を設けさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

◎ 委員長（木村 一）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

上水の方はビジョン出していただいでですね、現実的に今、現在は黒字経済しているわけですが、将来的にはそれは無理だということで、当然のことながら、水道料金も上げていかないと、これはあくまでも原則的には収支トントンになる程度にやっていくという原則ですが、ただ、下水道の場合は、先ほど言ったとおり、政策的に半額にしているわけですね。初めからね。その目的が水洗率の上昇だということですが、今、水洗率も頭打ちになって、もうこれなかなか将来見込みがなくなったわけですから、政策を続けていく意味合いが少し薄れてきたなと思うので、当然のことながら、収支トントン最低でも年間の維持費くらいはきちんと下水道料金という、これはまた上水道の場合とちょっと理由が違うので、そういう政策的な観点はどういうふうにこれから考えていくのか、もう一度、お願いします。

◎ 委員長（木村 一）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

これは前町長が1つの施策として公共下水道を普及させたいという、平成8年に事業計画を組んで、平成9年から事業着手して、これは本当に5千人を切る町が公共下水道を整備するというのは画期的な、これは北海道の道の事業を使わせていただいた、何とかその普及率を上げるということでやってきた経過があります。それで、基本的には下水道の料金を要するに考えた場合に、敷地面積をきちんと算定した中で、料金を設定することであるんですけども、正規であれば、それも全て撤廃して、町独自ということでやった経過がありますので、その辺ももう少し本当に公共下水道の使用料の算定というのは、基本に戻させていただいて、どのくらいのアップが必要なのか、それから、今、ご指摘いただいたように、これから、本当に公共下水道を使う家庭がどれだけ増えてくるかというのは、これはもう頭打ちだというふうにも私も理解していますので、これは早い時期に1つの施策でやってきたことを変えるというのは、少し時間慎重にやらなければならないというふうに思っていますけれども、私なりに近いうちに判断をさせていただければというふうに思っています。

◎ 委員長（木村 一）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

今、町長言われたとおりですね、下水道やるときに、本来、基本的には負担金というの町民からいただくんですね。そこで利用される面積を換算して。それはうちの町はやりませんでした。これは莫大な金額です。さらには、下水道のあたらない地域については、合併層、それも全部100%町が持つという形で、非常にそういうことで、政策的なことやってきたわけですが、そういう恩恵は町民は受けているのですが、町民はそれが当たり前だと思っているんです。ほかの町はもっともっと負担金いただいたりいろいろな形

ですね、下水道については負担しているということを余りよく理解されていない。その中で、今度、せめて1年で使う部分は使用料として払ってくださいとなると、今の倍にしなければならないわけですね。そうすると、ただ、単純に考えると、町民は、なんだ、下水道倍にもなるのかと、大変なことじゃないか、町そんなに、というふうにすぐ思われるわけですがけれども、やはりそういう意味では今までやってきた政策もきちんと町民の皆さんにきちんと理解してもらって、今まで非常に知内町はそういうことでは手厚くカバーしてきているんですよと、でも、これからはなかなかそうはいきませんからということを事前にかなりPRしていかないと、今、町長言われたとおり、値上げしますでしたら、かなりの理解が得られない部分があるので、是非ともですね、今まで町がやってきた政策、こういうことでやってきているんですということをもう少しPRしていただいて、将来的な地ならしというのはちょっと言葉悪いですがけれども、していただけたらと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

今、10番委員とのやり取りの中で、知内町は受益者負担がゼロということをやっているということ、私もこちらに移ってきて、下水道をつなげるときにびっくりした1人なのですが、ただ、一般の100坪、200坪の土地を持っている家庭と、それから、知内は農家の町ですから、すごい割合の農地なども持っていますよね。ということで、その受益者負担の掛け方は、住宅の部分で多分掛けるというふうには私も思うのですが、実は先立って他の町に住んでいたときに、下水道をつなぐために持っている土地を全部手放さなければ下水道の受益者負担を払えないという、そういう方がいまして、大変な問題、たまたまそれは職員だったものですから、泣く泣く親から引き継いだ土地をほとんど手放して、売って、そのお金で下水道をつなげたという話も聞きました。ですから、受益者負担はいろいろな考え方があるというふうに思うのですが、そこら辺はちゃんとされるだろうなというふうな思いで今、ちょっと心配を致しました。ちょっと町長の考えを聞きたいです。

◎ 委員長（木村 一）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今、委員おっしゃったように、知内町農家の人に限っては、農地も含めかなりの土地の面積を所有している方、たくさんおられると思います。しかしながら、受益面積の計算につきましては、宅地の換算になりますので、農地を含めたそういう全ての土地が受益の料金に発生するものではございませんので、宅地という形でお考えいただければと思っております。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成29年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第6号 平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第6、認定第6号、『平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱います。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容の歳入歳出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算書について、ご説明させていただきます。

3ページをお開きください。内訳と致しまして、歳入から収入済額でご説明致します。
1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料287万7,531円。2項手数料、1目手数料3千円になります。1款合計288万531円。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2,100万円、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金67万4,418円。4款諸収入、1項雑入ありませんでした。歳入合計2,455万4,949円。

6ページをお開きください。歳出から支出済額についてご説明致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、9節旅費から28節繰出金まで、77万8,618円。2目施設維持費で7節賃金から16節原材料費までの合計が895万17円、1款総務費合計972万8,635円です。2款公債費、1項公債費、1目元金1,172万7,320円、2目利子215万5,714円、歳出合計2,361万1,669円です。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（木村 一）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成29年度知内町農業集落排水施設整備事

業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第7号 平成29年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第7、認定第7号、『平成29年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

西内代表監査委員。

◎ 代表監査委員（西内貞治）

それでは、平成29年度知内町水道事業会計の決算審査意見書について述べさせていただきます。

なお、同会計につきましては、一般会計に準じて審査を実施致しましたので、水道事業会計の1ページの1から4につきましては、省略させていただきます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。平成29年度の収入総額は、消費税抜きで1億3,644万3千円、対前年度比では314万6千円、2.3%の減、支出総額は同じく1億1,772万3千円、対前年度比では967万6千円、9.0%の増となっており、純収益は1,872万円となり、対前年度比では1,282万2千円、40.7%の減となっております。

主な要因につきましては、給水収益で348万2千円の減額となっております。営業外収益では、長期前受金戻入が前年度より44万6千円の増となっております。

事業費用では、人件費の増が大きな要因で、803万7千円の増。更に減価償却費や資産減耗費の増により、費用総額が前年度より967万6千円の増となり、純利益の減に大きく影響しています。

資本的収入及び支出では、資本的収入が消費税込みで584万5千円、対前年度比では93万5千円、19.0%の増となっております。支出においては、消費税込みで6,580万2千円、対前年度比では2,411万円、26.8%の減となり、差引不足額5,995万7千円は過年度損益勘定留保資金4,768万円、及び減債積立金799万5千円、それと当年度分消費税及び地方消費税調整額428万2千円により補てんしたものであります。

平成29年度末の水道料金等滞納状況につきましては、4ページの表5のとおりとなっております。水道料金滞納につきましては、計画的に分納方式を取っているとともに、戸別徴収に鋭意努力しているものの、平成29年度末の滞納は件数で249件、金額で421万9千円であり、前年度件数222件、金額143万8千円に対し件数で27件、金額で278万1千円の増となっておりますが、これは平成30年3月分使用料の一部が翌月の納入処理になったことによるものであり、実質的には一時的なものであります。

未払金、預貯金等及び企業債につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをしていただきたいと思います。

以上のことから、人件費の増加及び更新工事による減価償却費、資産消耗費の増により、純収益は前年度と比較して大きく減少しております。今後想定される施設及び管路の更新工事等により、将来にわたり厳しい経営状況や資金不足も懸念されることから、知内町水道ビジョンに基づき長期的な経営の安定化を図るため、早い段階において将来的な料金水

準と料金体系について示されるように望むところであります。以上でございます。

◎ 委員長（木村 一）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に決算書並びに主要施策・事業等説明資料の13ページから14ページに基づき、その内容について、収入支出一括説明を願います。

◎ 委員長（木村 一）

休憩。

（ 休憩 午前 11時54分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 委員長（木村 一）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開致します。

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に決算書並びに主要施策・事業等説明資料の13ページから14ページに基づき、その内容について、収入支出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

知内町水道事業会計決算について、ご説明致します。

見出しナンバー8、1ページをお開きください。（1）収益的収入及び支出について、収入より決算額でご説明致します。

第1款水道事業費収益1億4,559万6,025円、内訳と致しまして、第1項収入収益1億2,453万6,556円、第2項営業外収益2,105万9,469円、第3項特別利益はございませんでした。

続きまして、支出について、ご説明致します。第1款水道事業費用1億2,241万1,124円。内訳と致しまして、第1項営業費用1億1,502万8,658円、第2項営業外費用737万2,717円。第3項、特別損失9,749円。第4項予備費はありませんでした。

（2）資本的収入及び支出についてであります。収入より決算額でご説明致します。第1款資本的収入584万5,342円。内訳と致しまして、第1項他会計補助金64万8,382円。第2項工事負担金468万7,200円。第3項補償金50万9,760円であります。

次に支出であります。第1款資本的支出6,580万2,300円。内訳と致しまして、第1項建設改良費で浄水場電気計装設備更新工事ほか11件で5,780万7,065円であります。第2項企業債償還金で799万5,235円であります。資本的収入額が資本的支出に不足する額5,995万6,958円は、当該年度分の消費税及び地方消費税調整額428万2,004円、減債基金799万5,235円、過年度損益勘定留保

資金4, 767万9, 719円で補てん致しました。

引き続き、3ページをお開きください。平成29年度知内町水道事業損益計算書であります。1の営業収益は、(1)の給水収益から(3)のその他営業収益までの合計で1億1,538万851円であります。2の営業費用は、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費までの合計で1億1,397万2,795円であります。3の営業外収益は、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益までの合計で、2,106万2,078円であります。4の営業外費用は358万3,117円であります。5の特別損失(1)の過年度損益修正額は16万7,292円になります。当該年度純利益が1,871万9,725円、前年度繰越金利益剰余金28万190円、その他未処理利益剰余金変動額が799万5,235円となりますが、その他未処理分利益剰余金変動額は、今年度の起債償還相当額となり、現金が伴うものではありません。一度利益と計上し、剰余金処分により組入資本金に積み立てるものとなります。当年度の未処理利益剰余金2,699万5,150円となっております。

次に4ページの剰余金計算については、説明について省略させていただきます。5ページの剰余金処分計算書(案)をお開きください。当年度の未処理剰余金が2,699万150円あります。そのうち、今回提案致します議会の議決による処分費が2,649万5,235円あります。内訳と致しまして、減債基金積立金に1,400万円、建設改良費に450万円、資金に組入れる額が799万5,235円、処分後の残高が49万9,150円で、繰越利益剰余金とするものであります。この剰余金処分計算書(案)は議決事項になっておりますので、議決いただきますよう、よろしくお願い致します。

引き続き、6ページをお開きください。知内町水道事業貸借対照表でございます。資産の部よりご説明致します。1の固定資産は(1)の有形固定資産から(2)無形固定資産までの固定資産合計が1億2,308万4,277円あります。2の流動資産は、(1)の現金預金等から(5)の貸付金までの流動資産合計4億227万607円あります。固定資産と流動資産を合わせた合計資産が16億3,329万1,884円あります。

引き続き7ページをお開きください。負債の部であります。3の固定負債は企業債が1億9,533万2,114円あります。4の流動負債は、(1)の企業債から(5)までの預り保証金までの流動負債合計が3,701万5,983円あります。5の繰延収益が(1)の長期前受金と(2)長期収益化累計額合わせて5億4,841万4,874円あります。負債合計7億8,076万2,971円となっております。

資本の部でございます。6の資本金は、固有資本金と組入資本金を合計した自己資本金が5億336万7,119円でございます。7の剰余金は、(1)資本剰余金と(2)の利益剰余金合わせた合計が3億4,916万1,772円あります。資本金と剰余金を合わせた資本合計が8億5,252万8,913円となっております。負債と資本を合わせた負債資本合計が16億3,329万1,884円となっております。

続きまして、9ページをお開きください。知内町水道事業キャッシュ・フロー計算書であります。1の業務活動によるキャッシュ・フローは、当期純利益から支払利息等支払額までの合計が7,586万9,141円となっております。2の投資活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費からその他投資等までの合計で、マイナス4,767万9,719円となっております。3の財務活動によるキャッシュ・フローでは、マイナス799万5,235円です。1の業務活動によるキャッシュ・フローから3の財務活動によるキャッシュ・フローの合計が2,019万4,188円の資金増加となっております。資金期末残高が3億9,370万7,390円となります。以上でキャッシュ・フローの説明を

終わらせていただきます。

続きまして、10ページの注記から26ページの企業債明細までは、説明を省略させていただきますので、よろしくお願い致します。

続きまして、主要施策の説明をさせていただきます。主要施策・事業説明資料見出し6の13ページをお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、2目排水設備改良費で、元町浄水場の取水流用計及び水位計の更新、また、湯ノ里浄水場でろ過流量調整系統の電気計装設備の更新を1,706万4千円で実施しております。また、配水管更新として、あけぼの線、元町、中ノ川、重内地区、中ノ川港2号線の40mmから50mmの配水管合わせて620mの更新工事を2,568万2千円で実施しております。また、中ノ川改修工事に伴う水道管の添架実施設計委託を51万円で実施しております。ほかに老朽化致しました上水道業務車を113万1千円で買い換えております。3目営業設備費で、メーター交換を170万6千円で実施しております。及びメーター購入という形で13mから50mmまでのメーターを702万7千円で、合わせて318個購入しております。4目消火栓設置費で、涌元谷地、湯ノ里地区、小谷石地区で、3基の更新、小谷石地区で1基の移設、合わせて468万7千円で実施しております。以上をもちまして、水道事業会計決算及び主要施策について説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（木村 一）

説明が終わりましたので、これから収入支出一括質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成29年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定すべきものと決定しました。

● 閉会宣言

◎ 委員長（木村 一）

これで本委員会に付託された案件は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

平成29年度知内町各会計決算審査特別委員会を閉会します。

委員の皆様には、2日間にわたるご熱心なご審議をいただき、また、格別のご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、この後、議員控室において、審査意見のとりまとめを行いますので、委員の皆様にはよろしくお願い致します。どうもありがとうございました。

（ 閉会 午後 1時15分 ）